

| 改定後   | 改定前   |
|---|---|
| <p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>7.（略）</p> <p>8. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p>  | <p>第14条（カード利用の一時停止等）</p> <p>7.（略）</p>   |
| <p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第15条1項の規定（ただし、第15条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。但し、個人会員については、第15条第1項7号によっては当然に期限の利益は喪失しないものとします。</p> <p>3. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>①当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき</p> <p>②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>③その他の信用状態が悪化したとき</p> <p>④会員資格を取り消された場合（ただし個人会員の場合、第15条第1項第7号の事由に</p> | <p>第17条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第15条1項の規定（ただし、第15条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>①当社が所有権留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき</p> <p>②本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>③その他の信用状態が悪化したとき</p> <p>④会員資格を取り消された場合</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p><u>基づく場合を除きます)</u></p>   |  |
| <p>第32条 (リボ払い)</p> <p>2. 会員は、リボ払いを指定した場合において毎月支払額の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>5千円以上の当社が指定する金額</u> (ただし、締切日 (支払期日が10日、6日もしくは8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ) の残高が毎月支払額に満たないときはその金額) または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。<u>また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u></p> | <p>第32条 (リボ払い)</p> <p>2. 会員は、リボ払いを指定した場合において毎月支払額の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>支払いコースを指定した際に指定した金額 (5千円または1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。)</u>ただし、締切日 (支払期日が10日、6日もしくは8日の場合には前月15日、26日の場合には前月末日、以下同じ) の残高が毎月支払額に満たないときはその金額) または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。</p> |
| <p>第36条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>②<u>商品等に破損、汚損、故障、欠陥その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること。</u></p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>                               | <p>第36条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1. 会員は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと。</p> <p>②<u>商品等に瑕疵 (欠陥) があること。</u></p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること。</p>   |